

大津市公報

令 和 6 年 10 月 16 日 号 外 (第 63 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

次

〇議会議長告示

議会議長告示

大津市議会議長告示第5号

大津市議会政務活動費交付規程 (平成22年議会議長告示第5号) の一部を次のように改正する。 令和6年10月16日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表(第7条関係)		另	別表(第7条関係)		
一略一	一略一		-略-	一略一	
備品	1及び2 一略一		備品	1及び2 一略一	
	3 タブレット型端末 (議会が指定			3 タブレット型端末 <u>、</u> パーソナル	
	するものに限る。) 並びに会派控			コンピュータ及び <u>会派控室に設置</u>	
	室に設置するパーソナルコンピュ			<u>する</u> ファクシミリに関連する諸経	
	ータ及びファクシミリに関連する			費については、各会派において調	
	諸経費については、各会派におい			査研究活動に利用される割合とそ	
	て調査研究活動に利用される割合			れ以外の活動に利用される割合を	
	とそれ以外の活動に利用される割			合理的な方法により算定すること	
	合を合理的な方法により算定する			ができないときは、当該経費の2	
	ことができないときは、当該経費			分の1の金額を超えて政務活動費	
	の2分の1の金額を超えて政務活			から支出することができない。	
	動費から支出することができな				
	l Vo				
	4 前項のタブレット型端末に関連			4 前項のタブレット型端末に関連	
	する諸経費は、キーボード、スタ			する諸経費は <u>、タブレット型端末</u>	
	イラス(画面に触れてタブレット			<u>本体</u> 、キーボード、スタイラス	
	型端末を操作するためのペン型の			(画面に触れてタブレット型端末	
	ポインティング・デバイスをい			を操作するためのペン型のポイン	
	う。)、モバイルバッテリー、ケ			ティング・デバイスをいう。)、	
	ーブルに係る経費及びインターネ			モバイルバッテリー、ケーブルに	
	ット回線使用料等とする。			係る経費及びインターネット回線	
				使用料等とする。	
	5 第3項のパーソナルコンピュー			5 第3項のパーソナルコンピュー	
	タに関連する諸経費は、 <u>パーソナ</u>			タに関連する諸経費は、 <u>パーソナ</u>	
	<u>ルコンピュータ</u> 、マウス(パーソ			ルコンピュータ本体、マウス(パ	
	ナルコンピュータに情報を入力す			ーソナルコンピュータに情報を入	
	るためのポインティング・デバイ			力するためのポインティング・デ	
	スをいう。)、記録媒体、パーソ			バイスをいう。)、記録媒体、パ	
	ナルコンピュータ用ソフトウェ			ーソナルコンピュータ用ソフトウ	
	ア、無線LAN(無線通信を利用			ェア、無線LAN(無線通信を利	
	して電子データの送受信を行うロ			用して電子データの送受信を行う	

ーカル・エリア・ネットワークをいう。)関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。

6 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、ファクシミリ、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。

 $7 \sim 9$ 一略一

一略	_	一略一
一略	_	一略一

ローカル・エリア・ネットワークをいう。)関係機器、ケーブル、プリンタ、インクカートリッジ、印刷用紙等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、インターネット回線使用料等とする。

6 第3項のファクシミリに関連する諸経費は、ファクシミリ本体、トナーカートリッジ、印刷用紙、ケーブル等に係る経費及び初期設定費、維持管理費、修理費、回線使用料等とする。

 $7 \sim 9$ 一略一

-略-	一略一
-略-	一略一
一略一	一略一
-略-	一略一
-略-	一略一

附則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。